

保険料の計算例

- 75歳のひとり暮らしで年金収入79万円（老齢基礎年金のみ）の場合

	保険料額	=	被保険者均等割額	+	所得割額
	年額 12,700円 (月額 1,058円)		12,700円		0円

※所得の少ない人に対する減額の「7割減額」適用

- 夫78歳は年金収入208万円（厚生年金受給者の平均）で
妻75歳は年金収入79万円（基礎年金受給者）の場合

	保険料額	=	被保険者均等割額	+	所得割額
	年額 76,800円 (月額 6,400円)		33,900円		42,900円

	保険料額	=	被保険者均等割額	+	所得割額
	年額 33,900円 (月額 2,825円)		33,900円		0円

※所得の少ない人に対する減額の「2割減額」適用

- 75歳のひとり暮らしで年金収入208万円（厚生年金の平均）の場合

	保険料額	=	被保険者均等割額	+	所得割額
	年額 85,300円 (月額 7,108円)		42,400円		42,900円

- 自営業の子ども（世帯主）と同居する人（子：営業所得390万円、本人：公的年金収入79万円）の場合

	保険料額	=	被保険者均等割額	+	所得割額
	年額 42,400円 (月額 3,533円)		42,400円		0円

※被保険者の公的年金額が少なくても、子ども（世帯主）に減額基準を超える所得があるため、減額適用はありません。

保険料の納め方

- 年金を受給している人は、原則として年金から保険料を天引き（特別徴収）させていただきます。
・ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以上を超え、年金額が年間18万円以下の人などについては、天引きは行いません。市役所から送られてくる納付書または口座振替により納めていただきます。

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直されます。保険料は、かかった医療給付費の1割をみんなで負担するもので、それ以外の4割は若年世代からの支援金、5割を国・県・市町からの公費負担によって賄います。医療保険制度の大切な財源となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ // 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040
長崎県後期高齢者医療広域連合 TEL095-816-3930

平成20年4月スタート 後期高齢者医療の保険料

■ 制度のポイント

- 75歳以上の人が対象となります。（一定以上の障害のある人は65歳以上）
- 平成20年3月中に、新しい保険証が1人につき1枚交付されます。
老人医療受給者証をお持ちの方は、制度開始の際、手続は不要です。
- 窓口業務、保険料の徴収は市役所が行います。
制度の運営は、県内全ての市町が加入する長崎県後期高齢者医療広域連合が行います。
- 医療費の負担割合は、現在の老人保健制度と同様に、一般の人は1割、現役並み所得者は3割です。



保険料の計算方法

- 後期高齢者医療制度では、新たに保険料を納めていただくことになります。
- 保険料は介護保険と同様、個人ごとに算定されます。
- これまで加入していた国民健康保険や社会保険などは脱退し、これらの医療保険で負担していた保険料はなくなります。代わりに後期高齢者医療制度の保険料を納めることになります。
- 保険料額は原則として、県内均一の被保険者均等割額と所得割額の合算額になります。

$$\text{保険料額} = \frac{\text{被保険者均等割額}}{1 \text{人につき } 42,400 \text{円}} + \left(\frac{\text{所得割額 (所得に応じた額)}}{\text{※総所得額等 - 基礎控除額 } 33 \text{万円}} \right) \times 7.8\%$$

※総所得額とは、「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

保険料の減額について

- 所得の少ない人については、所得に応じてそれぞれ次に掲げる割合の被保険者均等割額を減額します。
被保険者と世帯主の前年の所得の合計額が…

33万円以下の場合	7割減額
33万円＋〔24万5千円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）〕以下の場合	5割減額
33万円＋（35万円×被保険者数）以下の場合	2割減額

- これまで、社会保険などに加入しているご家族の被扶養者となっていたため保険料を負担していなかった人については、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、被保険者均等割額を5割減額し、また、所得割額は賦課しません。（※なお、平成20年度については、平成20年4月から9月までの6カ月間は保険料を徴収せず、10月から平成21年3月までの6カ月間は被保険者均等割額を9割減額する措置がなされます。）

【平成20年度の減額措置】

- ①平成20年9月までしか資格のない人は、保険料は賦課されません。
- ②平成20年10月から平成21年3月までの半年間は、被保険者均等割額を9割減額します。
※平成20年10月以降に資格を取得される人や年度途中で資格を喪失される人については、資格を有する期間に基づいて保険料が賦課されます。

- これらの減額制度に該当する人の手続は不要です。